

7. 様々な手口のヤミ金融等への対応 参考資料

令和5年6月2日

金融庁

貸す側も、借りる側も

個人間融資に 要注意!



SNS等で勧誘し、お金の貸し借りをを行う

「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、**貸金業法の規定に抵触**する場合があります。

貸金業法の規定

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「**貸金業**」に該当します。
※ 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
 - 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」、「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「**貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること**」に該当するおそれがあります。
- ⇒ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、**罰則の対象**です。

〔貸金業の無登録営業: 10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金〕
〔無登録業者による勧誘: 2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金〕

⚠ 個人間融資を利用しようと思っている方へ

- ・ 個人を装ったヤミ金融業者により**違法な高金利**での貸付けが行われる
- ・ 個人情報が悪用されるなどして、**犯罪被害やトラブル**に巻き込まれるなどの危険性があります。

ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう

犯罪手口の情報や被害に関する相談窓口

金融庁
金融サービス利用者相談室
受付時間: 平日10:00~17:00
■0570-016811
03-5251-6811 (IP電話からの場合)

消費生活センター等の消費生活相談窓口
■188 (消費者ホットライン)

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター
■0570-051051
03-5739-3861 (IP電話からの場合)

警察
■#9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

⚠️「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意

即日現金化

ツケ払い商品売却で即日キャッシュバック

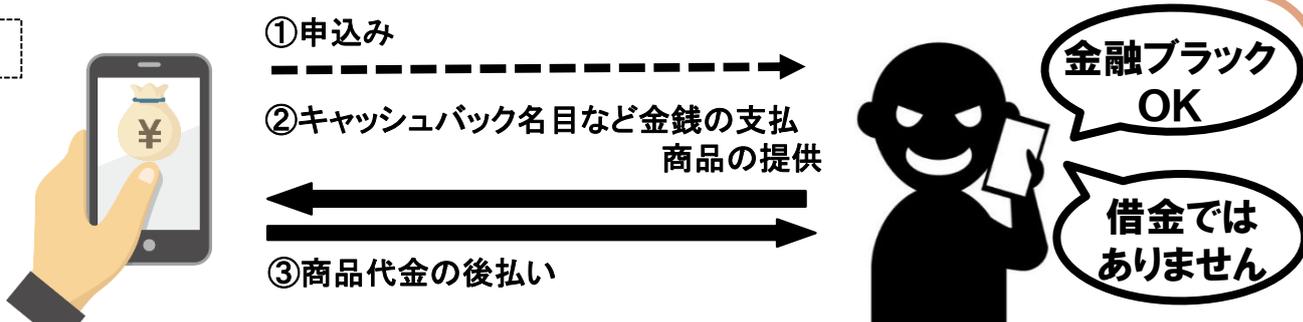
レビュー投稿で現金報酬GET

SNS拡散で商品宣伝協力金

などの甘い言葉にご注意ください！

いわゆる後払い(ツケ払い)現金化に要注意！

事例



特徴1 形式的には後払いによる商品売買^(※1)だが、商品代金の支払に先立ち、商品の購入者が金銭を受け取る^(※2)。

特徴2 給料日等に商品代金を支払うことになり、その商品代金と先に受け取った金銭との差額が高額。

(※1)商品の価値と販売価格が必ずしも見合っておらず、顧客も商品を購入することを目的としていない。また、契約に当たっては、業者において利用者の収入等による審査が行われることが多い。

(※2)キャッシュバック・レビュー報酬名目や提携した買取業者が当該商品を買取ることにより金銭が支払われることが多い。

形式的に商品の売買等であっても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ(※)があります。(※)個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者(罰則の対象)です。

- ▶ その後の高額な支払によりかえって経済的生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
- ▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性もあります。

ご連絡・お問合せ先

怪しい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室 受付時間：平日10:00～17:00

■ 0570-016811
03-5251-6811 (IP電話からの場合)

警察

■ #9110
(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝休日・12/29～1/4を除く)

■ 0570-051051
03-5739-3861 (IP電話からの場合)

地方公共団体の消費生活相談窓口

消費者ホットライン

■ 188

財務局の相談窓口

■北海道財務局	011-807-5145	■中国財務局	082-221-1552
■東北財務局	022-721-7078	■四国財務局	087-811-7801
■関東財務局	048-600-1151	■九州財務局	096-206-9763
■北陸財務局	076-220-6721	■福岡財務支局	092-411-7297
■東海財務局	052-951-9620	■沖縄総合事務局	098-866-0095
■近畿財務局	06-6949-6259		

商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！

高額な違約金（キャンセル料）を支払う前提で、商品買取業者からお金を受け取っていませんか？ そのお金、ヤミ金融からの借金かもしれません！

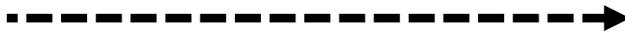
いわゆる「先払い買取」現金化に要注意！

事例



利用者

①商品画像を送って商品の買取依頼
(実際に商品は売買されない前提)



②商品の先払い代金として金銭の支払い
(違約金名目の金銭の支払時期・金額の案内)



③商品発送期限到来後、金銭（買取り代金）の返還+違約金（キャンセル料）名目の金銭の支払い



実際に商品の発送をしなくても即日現金



悪質な業者

特徴 1 商品売買（※1）を装っているが、契約の解除（キャンセル）を前提としている。（※2）

特徴 2 違約金（キャンセル料）名目の金銭が高額。

（※1）ネット上の商品（スマホ、ゲーム機等）の画像など、利用者の手元にはない商品を対象とすることが多い。また、業者側から商品画像が提供されることもある。

（※2）業者は実際に商品を買取するつもりはないため、対象の商品の価値に関心はなく、契約に当たっては、主として利用者の収入等による審査が行われる。

- ▶ 後々の高額な違約金（キャンセル料）名目の金銭の支払いによりかえって生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
- ▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

⚠商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ（※）があります。

（※）個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。

貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者（罰則の対象）です。（10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科（貸金業法第47条第2号））

ご連絡・お問合せ先

怪しい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室 受付時間：平日10:00～17:00

■ 0570-016811
03-5251-6811 (IP電話からの場合)

警察

■ #9110
(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝休日・12/29～1/4を除く)

■ 0570-051051
03-5739-3861 (IP電話からの場合)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン

■ 188 (いやや!) (全国共通電話)

※最寄りの消費生活相談窓口へご案内します

財務局の相談窓口

■北海道財務局	011-807-5145	■中国財務局	082-221-1552
■東北財務局	022-721-7078	■四国財務局	087-811-7801
■関東財務局	048-600-1151	■九州財務局	096-206-9763
■北陸財務局	076-220-6721	■福岡財務支局	092-411-7297
■東海財務局	052-951-9620	■沖縄総合事務局	098-866-0095
■近畿財務局	06-6949-6259		